

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

1 前回までの検討状況について

(1) 条例追加対象条件

審議会	年度	対象追加条件
第5回	18	「条例・規則により住民票の写しの添付が義務付けられている事務」に限定
第6回	19	「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数が年間10件以上)」
第7回	20	「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数の限定なし)」へ拡大
第9回	22	「死亡確認のため利用される戸籍謄本等の代替利用」へ拡大する

(2) 独自利用事務の追加等

審議会	年度	条例への追加・削除	延べ事務数
第5回	18	1区分4事務(県税賦課徴収)	4
第6回	19	4区分12事務追加	16
第7回	20	9区分24事務追加	40
第9回	22	3区分5事務追加	45
第10回	24	2区分3事務追加	48
第11回	25	1区分8事務追加	56
第12回	26	1区分1事務の内容を拡大	同上
第13回	28	1区分1事務追加(市町の執行機関への提供)	49※
第14回		1区分1事務追加	50

※住基法別表への掲げられたことにより県条例から8事務削除(平成28年3月15日)

※事務一覧は別紙

2 今回の検討状況について

(1) 本人確認情報を利用できる事務の調査・検討

審議会での検討状況を踏まえ、各事務執行課に対して、下記の要件に該当する本人確認情報の利用が可能な事務を調査し、条例に追加可能か検討を実施。

＜対象事務の抽出要件＞(いずれかに該当)

- ①住民票の写しの添付を求めている事務⇒【県民の利便性向上】
- ②市町に住民票の写し等の公用請求をしている事務⇒【行政事務の効率化】
- ③戸籍謄本の添付を求めている事務(本人確認情報及び異動情報(死亡等)の確認で足りるもの)⇒【県民の利便性向上】

(2) 抽出された検討対象事務の概要

	事務の名称	事務の内容	事務執行課
ア	看護師等修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の債権管理業務 ・住民票の写しの公用請求により対象者の住所等を確認 ・昨年度請求件数：1件 	医療政策課
イ	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の申請に係る住所等確認の事務	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付事務 ・申請の際に住民票の写しを添付させ、住所を確認 ・昨年度申請件数：約50件 	健康増進課
ウ	放置違反金の納付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法による放置違反金の徴収業務 ・住民票の写しの公用請求により対象者の住所等を確認 ・昨年度請求件数：約150件 	県警本部 交通指導課

(3) 検討対象事務における本人確認情報利用の必要性

ア 看護師等修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務

貸付金のうち、未収金に係る契約の相手方及び連帯保証人（それぞれの相続人含む）に対し送付する督促状等の文書が返戻された場合、市町へ住民票の公用請求を行い、生存又は住所等を確認している。

住基ネットを利用することにより公用請求を行わずに住所を調べることが可能となり、行政事務の効率化が期待される。

⇒ 抽出要件②に該当

イ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の申請に係る住所等確認の事務

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の申請にあたり、申請者に住民票の添付を求め、住所を確認している。

住基ネットを利用することにより住民票の写しの添付の省略が可能となり、県民の利便性向上が期待される。

⇒ 抽出要件①に該当

ウ 放置違反金の納付に関する事務

違反金の未納付に係る督促状等の文書が返戻された場合、市町へ住民票の公用請求を行い、生存又は住所等を確認している。

住基ネットを利用することにより公用請求を行わずに住所を調べることが可能となり、行政事務の効率化が期待される。

⇒ 抽出要件②に該当

(4) 負担軽減効果及びセキュリティについての検討

ア 本人確認情報の利用により負担軽減効果・コスト削減が図られること
業務端末は、市町課に設置している端末を共同利用。

(参考) 業務端末を単独設置する場合の利用件数の目安

- ・住民票の写しの添付に替える場合：年間 100 件以上の利用
- ・住民票の写しの公用請求に替える場合：年間 200 件以上の利用

イ 住基ネットの運用にあたってセキュリティが確保できること

利用所属に対して、住基ネットの利用に先立ち、違反事例への罰則に関する関係諸規定の周知及びセキュリティ対策の確認を徹底する。

3 対応方向

上記のとおり検討した結果、県民の利便性向上及び行政事務の効率化が期待され、負担軽減及びセキュリティ確保が可能であることから、上記 2 (2) ア～ウの 3 事務を本人確認情報独自利用対象事務として追加したい。(ウについては、公安委員会への提供)

4 今後の予定

平成 30 年 3 月 条例の改正

「本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（平成19年山口県条例第2号）に規定する事務

<平成29年12月末現在、17区分50事務を規定>

本人確認情報利用条例第2条（事務略称）	該当号	事務区分	利用件数（年度）		
			26	27	28
一般旅券の発給、渡航先の追加、査証欄の増補又は紛失等の届出に係る住所等確認の事務	—	旅券法による事務	—	—	—

本人確認情報利用条例第4条（事務略称）	該当号	事務区分	利用件数（年度）		
恩給受給権調査に関する受給権者の生存の事実等確認の事務	一	山口県吏員恩給条例による事務	264	255	103
介護支援専門員の登録の申請をした者の住所等確認の事務	二	介護保険法による事務	711	1,063	353
介護支援専門員の登録事項変更届出に係る住所等確認の事務					
心身障害者扶養共済制度加入の申込に係る住所等確認の事務	三イ	山口県心身障害者扶養共済制度の運営に関する事務	12,725	7,858	12,738
心身障害者扶養共済年金受給権者の生存の事実等確認の事務	三口				
心身障害者扶養共済脱退一時金に係る生存の事実確認の事務	三八				
不妊治療に要する費用の助成に係る申請者の住所等確認の事務	四	不妊治療に要する費用の助成に関する事務	—	—	—
採石業者登録申請に係る事実の確認の事務	五	採石法による事務	8	5	3
採石業者登録事項変更届出に係る事実の確認の事務					
砂利採取業者登録申請に係る事実の確認の事務	六	砂利採取法による事務	0	0	0
砂利採取業者登録事項変更届出に係る事実の確認の事務					
農薬販売の届出をした販売者の住所等確認の事務	七	農薬取締法による事務	2	3	2
農薬販売者の届出事項変更届に係る住所等確認の事務					
普通肥料の登録の申請をした者の住所等確認の事務	八イ	肥料取締法による事務	1	3	5
普通肥料生産業者の登録事項変更届に係る住所等確認の事務	八ロ				
相続により地位継承した普通肥料登録者の住所等確認の事務	八ハ				
指定配合肥料の生産業者の届出をした者の住所等確認の事務					
指定配合肥料生産業者の届出事項変更届の住所等確認の事務	八ニ				
特殊肥料の生産業者の届出をした者の住所等確認の事務					
特殊肥料生産業者の届出事項変更届に係る住所等確認の事務	八ホ				
肥料販売の届出をした販売者の住所等確認の事務					
肥料販売の届出事項変更届に係る住所等確認の事務	九	獣医学生修学資金貸付規則による事務	0	0	0
獣医学生修学資金の貸付申請者の住所等確認の事務	十	森林法による事務	0	0	0
獣医学生修学資金の連帯保証人の住所等確認の事務					
保安林指定施業要件変更通知に係る住所等確認の事務	十一	県行造林に関する事務	0	0	0
漁船の建造、改造及び転用の許可申請に係る事実確認の事務	十二イ	漁船法による事務	804	674	717
漁船の登録の申請に係る所有者等の住所等確認の事務	十二ロ				
漁船の登録事項変更申請に係る所有者等の住所等確認の事務	十二ハ				
漁船登録票返納届出に係る所有者死亡の事実の確認の事務	十三	浄化槽法による事務	0	0	0
特例浄化槽工事業者の届出に係る技術者の住所等確認の事務					
特例浄化槽工事業者変更届に係る技術者の住所等確認の事務	十四イ	山口県営住宅条例、山口県営改良住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例による事務	9	3	27
県営住宅等滞納家賃徴収に係る入居者等の住所等確認事務	十四ロ				
県営住宅等敷金還付に係る退去者等の住所等確認事務	十四ハ				
県営住宅等修繕費用徴収に係る入居者等の住所等確認事務	十四ニ				
県営住宅等原状回復請求に係る入居者等の住所等確認事務	十四ホ				
高額所得者への損害金請求に係る退去者等の住所等確認事務	十四ヘ				
明渡請求に伴う損害金請求に係る退去者等の住所等確認事務	十四ト				
駐車場使用料徴収に係る入居者等の住所等確認事務	十四チ	債権管理に関する事務	272	146	124
駐車場不正使用明渡請求に係る退去者等の住所等確認事務	十五イ				
介護福祉士修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	十五ロ				
高齢者住宅整備資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	十五ハ				
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	十五ニ				
障害者住宅整備資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	十五ホ				
中小企業設備近代化資金の貸付に係る債権管理に関する事務	十五ヘ				
中小企業高度化資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	十五ト				
獣医学生修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務	十五ト				

本人確認情報利用条例第5条（事務略称）	該当号	事務区分	利用件数（年度）		
住民監査請求に係る請求人の住所等の確認の事務	一	地方自治法による事務	56	23	0
個別外部監査請求に係る請求人の住所等の確認の事務					

※地方税法に関する事務は、住基法改正に伴い別表事務となったためH28.3.15
 削除。検索件数は、平成26年度9,934件、平成27年度9,027件。
 ※旅券法に関する事務は、市町長への本人確認情報の提供（H28.10.1制定）

合計	14,852	10,033	14,072
----	--------	--------	--------